

居宅介護支援サービスのご紹介（重要事項説明書）

1 サービスの目的

居宅介護支援サービスは、介護保険制度を利用されるお客様を対象に、様々な障害を抱えながらも、住み慣れたご自宅で自立した日常生活がおくれますよう、お客様の心身の状態に応じた、またご家族の希望に沿った「居宅サービス計画」の作成などを行うものです。

2 サービスの担当者

お客様のご相談に応じる担当者は、厚生省令で定められた試験に合格し、研修を終了した下記の介護支援専門員が担当しますので、ご不明の点などありましたら、なんでもお気軽にご相談下さい。

◎担当者名 沼田 弘美 ・ 大城昌代 ・ 岡田朋美

◎電話番号 (052) 803-3748

◎FAX 番号 (052) 803-7487

3 聖霊居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定状況及びサービス提供地域

事業所名	聖霊居宅介護支援事業所
所在地	名古屋市天白区鴻の巣一丁目1101
介護保険指定番号	2371600103
通常のサービス提供地域	名古屋市内・日進市

※ 上記の地域以外の方でもご希望の方は、ご相談下さい。

(2) 事業所の特徴（運営方針）

老人保健施設と密着したきめ細かい居宅サービス計画を作成いたします。

(3) 介護支援専門員等の体制

区 分		主 な 職 務 内 容
管 理 者	1 名	統括管理（介護支援専門員を兼務する）
介護支援専門員	3 名	ケアマネジメント業務企画調整・実施

(4) 営業日・営業時間

営 業 日	月～金曜日 ・ 第一土曜日
営 業 時 間	9：00～17：00（土曜日9：00～13：00）

(5) 課題分析の方法

MDS-HC在宅ケアアセスメントにより行います。

4 居宅介護支援の利用申し込みから介護サービス提供までの主な流れ

おおむね次の手順で進めて参ります。

(1) お客様から居宅介護支援サービスの利用申し込み。

(2) お客様のご自宅を訪問し、お客様の心身の状態や置かれている環境等を調査し、可能

な限りご自宅で自立した日常生活がおくれるよう、解決すべき課題を把握・分析します。

(3) お客様やご家族の方が、どのような介護サービスをどの程度の頻度でご利用したいのか、ご希望をお伺いします。

(4) 上記(2)の解決すべき課題や(3)のご希望を考慮し、また主治医やサービス事業者と協議して、お客さに適した1ヶ月単位の介護サービスの利用計画である「サービス利用票(居宅サービス計画)」を作成します。

また、介護サービスを利用された際に、お客様がご負担することとなる利用料の内訳を記載した「サービス利用票別表」を作成しますので、併せてご確認の上、ご了解いただきます。

(5) 「サービス利用票(居宅サービス計画)」に基づき、介護サービスが計画的に提供されます。

(6) 介護サービス提供後も、継続的にお客様の心身の状態や介護サービスの実施状況を把握し、必要に応じて「サービス利用票(居宅サービス計画)」の変更を行います。

5 介護サービスを受けるにあたっての重要事項

(1) お客様にお渡しした「サービス利用票」と異なる事業者からサービスを受けた場合やサービス内容を変更した場合には、必ず担当の介護支援専門員にご連絡下さい。ご連絡がないと、お客様に一旦費用の全額を立て替えていただく場合があります。

(2) 被保険者資格を喪失した場合や要介護状態区分の変更があった場合など、現在お持ちの被保険者証の記載内容に変更があったときには、必ず担当の介護支援専門員にご連絡ください。

6 居宅サービス計画の作成以外に提供できるサービスの内容

当事業所では、「居宅サービス計画」の作成以外に、お客様のご依頼に基づき、次のサービスを提供することができますので、お気軽にご相談下さい。

(1) お客様のご依頼に基づき、市町村の窓口にて、要介護認定の申請(新規・変更・更新)を代行します。但し、代行にあたっては、手続き上、お客様の被保険者証をお預かりすることになります。

(2) お客様のご依頼に基づき、市町村の窓口へ、「居宅サービス計画作成依頼届出書」をお客様の変わりに届けます。但し、代行にあたっては、手続き上、お客様の被保険者証をお預かりすることになります。

(3) その他、介護保険制度に関するご相談に応じます。

7 居宅介護支援の利用料金

(1) 利用料

○ 要介護・要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額保険給付されますので、お客様のご負担はありません。

○ 但し、保険料の滞納等により法定代理受領ができない場合には、1ヶ月あたりの利用料金をご負担いただくことになります。

(2) 交通費

- 上記3(1)の通常のサービスの実施区域にお住まいのお客様は無料です。
- それ以外の地域にお住まいのお客様は、介護支援専門員がご自宅を訪問する都度、交通費の実費をご負担いただくことになります。

8 事故が発生した場合の対応

居宅介護支援の提供時に、お客様に事故が発生した場合には、速やかに市町村及びご家族の方にご連絡するとともに、必要な措置を講じます。

9 秘密の保持

「居宅サービス計画」を作成する中で知り得たお客様やご家族の情報は、ご了解なしに他人に漏らすことはありません。なお、介護サービスが適切且つ円滑に提供されるよう、サービス事業者にお客様やご家族の情報を提供することがありますが、その場合には、事前に文書でご了解をいただきます。

10 サービス内容に関する苦情

- (1) お客様に提供した居宅介護支援に関するご相談や苦情、及び「サービス利用票(居宅サービス計画)」に基づいて提供した介護サービスに関するご相談や苦情は、遠慮なく下記までご連絡下さい。

- ◎ 聖霊居宅介護支援事業所 お客様相談

電話番号 (052) 803-3748

担当者 石塚 悌市

お客様は、当事業所以外に、国民健康保険団体連合会や市町村の相談・苦情窓口的苦情を伝えることができます。

- ◎ 愛知県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情調査係

電話番号 (052) 971-4165

- ◎ 名古屋市健康福祉局介護保険課指導係

電話番号 (052) 959-3087

11 訪問介護等の割合について

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙※のとおりである。

12 サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について第三者の観点からの評価は未実施である(実施した場合は実施した直近の年月日・第三者評価期間名・評価結果の開示状況を記載する)

重要事項について説明をしました。

令和 年 月 日 氏名